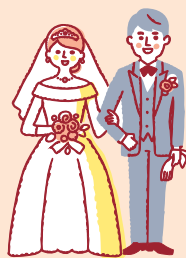


令和8年度

結婚新生活を応援します！

「結婚新生活支援事業」をご存知ですか？
結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト
(新居の購入費、家賃、引っ越し費用等)を
支援する制度です。ぜひ活用しましょう！



いろいろ補助が
あるらしいよ！



新居の購入費



新居の家賃など



引っ越し費用

お住まいの市町村で「結婚新生活支援事業」を実施している場合、かつ、
以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

結婚新生活支援事業の概要

どんな世帯が
対象になる？

次の①～⑤の要件を全て満たす世帯です。

①令和8年1月1日からお住まいの市町村の事業終了日までに入籍した世帯

②ご夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯

※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

④その他、お住まいの市町村が定める要件を満たす世帯

⑤次のいずれかを受講等していること

1. ライフデザイン支援講座

2. プレコンセプションケアに関する講座

3. 医療機関への妊娠・出産に係る相談

4. 共家事・子育て講座

どんな費用が
補助される？

●新居の住居費

㊦新居の購入費・リフォーム費

㊧新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

●新居への引越費用

㊨引越業者や運送業者に支払った引越費用

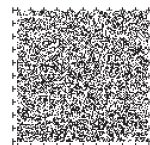
補助される
金額は？

㊦～㊨を合わせて1世帯あたりの上限

29歳以下=60万円 / 39歳以下=30万円

申請方法は？

必要な手続や書類について、お住まいの市町村に
ご確認の上、直接申請してください。



※市町村によって事業名称や補助要件等が異なる場合があります。

※子ども家庭庁の「令和8年度地域少子化対策重点推進交付金」を活用した
「結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム」の概要を記載しています。

事業実施中の
市町村は
裏面をチェック！

「結婚新生活支援事業」を実施している市町村

市町村名	表面以外の主な要件	担当課	電話番号
久留米市	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施の可否について、令和8年7月以降に決定します。詳細は右の二次元コードからご確認ください  <small>【久留米市HP】</small>	子ども政策課	0942-30-9227
柳川市	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻した夫婦 ●補助対象経費が表面と異なる ●市内に定住する意思を持ち、住民基本台帳に登録されていること 	総合政策課	0944-77-8423
八女市	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象経費が表面と異なる ●4年以上市内に定住する意思を持っていること ●申請日において新居に夫婦共に住民基本台帳に登録していること 	定住対策課	0943-24-8162
筑後市	<ul style="list-style-type: none"> ●賃貸住宅に住み、月額4万4千円以上の家賃を払っていること ●所得要件、補助対象経費、補助上限額が表面と異なる ●婚姻の届出日及びパートナーシップ宣誓から1年以内であること ●夫婦の年齢の合計が80歳未満であること ●3年以上定住する意思を持っていること 	企画調整課	0942-53-4245
大川市	<ul style="list-style-type: none"> ●補助上限額が表面と異なる ●夫婦ともに2年以上、市内に居住する意思を持っていること 	企画課	0944-85-5553
豊前市	<ul style="list-style-type: none"> ●表面のとおり(新居への引越費用は対象外) 	総合政策課	0979-82-1123
うきは市	<ul style="list-style-type: none"> ●申請日時時点で夫婦いずれもうきは市へ住民票があること ●新居がうきは市内にあり、夫婦の双方又は一方がその新居に住民票を移していること ●夫婦いずれも市税の未納がないこと 	企画政策課	0943-73-9021
宮若市	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年4月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯であること ●夫婦いずれも市税を滞納していないこと ●世帯全員が3年以上市内に定住する意思を持っていること ●補助対象経費が表面と異なる 	こども家庭課	0949-32-0517
朝倉市	<ul style="list-style-type: none"> ●表面のとおり 	子ども未来課	0946-28-7568
みやま市	<ul style="list-style-type: none"> ●表面のとおり 	総合政策課	0944-64-1550
岡垣町	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会及び組等へ加入していること 	こども未来課	093-282-1211
遠賀町	<ul style="list-style-type: none"> ●補助上限額が表面と異なる 	こども家庭課	093-293-1254
小竹町	<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦ともに2年以上町内に定住する意思を持っていること 	健康こども課	0949-62-1864
桂川町	<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦ともに2年以上町内に定住する意思を持っていること ●夫婦いずれも町税等の滞納がないこと 	企画財政課	0948-65-1085
東峰村	<ul style="list-style-type: none"> ●表面のとおり 	住民福祉課	0946-74-2311
大刀洗町	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯であること ●補助対象経費の一部に上限あり ●申請時点において、夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること 	企画財政課	0942-77-0355
糸田町	<ul style="list-style-type: none"> ●申請時点において、夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること 	地域振興課	0947-26-4025
川崎町	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻届を受理されていること ●夫婦ともに川崎町の住民基本台帳に登録されていること ●申請日から2年以上継続して川崎町に居住する意思があること 	企画情報課	0947-72-3000 (内301)
大任町	<ul style="list-style-type: none"> ●申請日より2年以上町内に継続して居住する意思のあること 	福祉課	0947-63-3004
福智町	<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦がともに2年以上町内に居住する意思を持っていること 	こども課	0947-22-3700
みやこ町	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象経費、補助上限額が表面と異なる ●2年以上継続して居住する意思を持っていること 	行政経営課	0930-32-2511
吉富町	<ul style="list-style-type: none"> ●所得要件、補助上限額が表面と異なる ●婚姻1年以内の夫婦であること ●夫婦の満年齢の合計が80歳未満であること ●町内の民間賃貸住宅に入居しており、他に住宅を所有・借用していないこと ●補助対象経費の一部に期限要件あり 	地域振興課	0979-24-1177
上毛町	<ul style="list-style-type: none"> ●表面のとおり 	企画開発課	0979-72-3112

※上記以外にも要件がある場合があります。
 詳細は各市町村の担当課に直接お問合せください。

福岡県 結婚新生活支援事業

検索

